

## 材料検査実施要領（土木工事編）

（目的）

第1条 この要領は、和光市が発注する土木工事に使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）について、必要事項を定めるものとする。

（検査の方法）

第2条 材料検査の方法は次によるものとする。

(1) 書類検査

請負者から提出された材料承諾書などで品質等を確認する検査

(2) 現場検査

工事現場搬入時に品質等を確認する検査

(3) 工場等検査

試験研究機関又は試験設備を有する製造業者工場等で、品質を確認する検査

（材料別検査方法等）

第3条 材料別の検査方法等は、別表「材料検査の対象品目と検査方法等」に定めるものとする。

（工場検査の明示）

第4条 原則として、工場等で行う材料検査は、あらかじめ契約書に添付される特記仕様書に明示するものとする。

（検査内容）

第5条 材料検査の項目及び検査基準は、J I S規格、埼玉県土木工事共通仕様書、土木材料規格及びそれに準ずるもの、または特記仕様書に定めるところによるものとする。

（検査の手続き）

第6条 材料検査の手続きについては、和光市建設工事請負契約基準約款、埼玉県土木工事共通仕様書等に基づき行うものとする。

（書類検査）

第7条 書類等で行う確認検査は、請負者から提出された材料承諾書等により、監督員が行うものとする。

(現場検査)

第8条 工事現場搬入時に行う確認検査は、請負者から提出された材料承諾書等に基づき、請負者からの報告を受け監督員が行うものとする。

2 監督員は、前項による検査を行った結果を速やかに所属長に報告するものとする。

(工場等検査)

第9条 工場等で行う検査手続きは、以下の通りとする。

- (1) 発注課(所)長は、起工時に必要に応じ「工場等材料検査事前協議書(発注前)」(様式第1号)により担当課(所)長と協議する。
- (2) 担当課(所)長は、請負者から材料検査請求書が提出されたときは、「工場等材料検査事前協議書(発注後)」(様式第1号)により、発注課(所)長と協議する。
- (3) 担当課(所)長は、前二号について意見を付し主席検査員と協議した上で、発注課(所)長に回答する。
- (4) 監督員は第2条(3)の検査を行おうとする場合は、前号の事前協議結果を付し「工事等材料検査伺い」(監督要綱様式第6号)を所属長に提出する。
- (5) 所属長は、監督員から前号の「工事等材料検査伺い」(監督要綱様式第6号)が提出されたときは、事前協議結果を踏まえ、検査員を指定する。
- (6) 工場等で行う検査は、前号で指定された検査員が行う。
- (7) 特記仕様書に定めがない場合で、契約後に工場等で行う材料検査の必要が生じたときは、(2)、(3)に準ずるものとする。
- (8) 検査員は、材料検査を行った結果を速やかに所属長に報告する。

(工場等材料検査の検査)

第10条 工場等で行う材料検査の検査員は複数とし、原則として監督員と担当課長(管理職員)とするものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのないものは、発注課(所)長と担当課(所)長が協議するものとし、その結果を主席検査員へ報告するものとする。

## 附 則

この要領は、平成20年6月16日から施行する。